濵村俊介税理士事務所

インボイス制度では、仕入税額控除の要件が大きく変わります。制度を
正しく理解して、来るべき日に備えなければなりません。
迷ったらまずは一度、お気軽にご連絡をください。
制度開始に向けてスムーズに準備が進められるようサポートします。



創　業	2017年11月
代 表 者	濵村俊介
所 在 地	〒850-0031 長崎県長崎市桜町1番1号草野ビル3F E-mail：taxhamamuraoffice@gmail.com URL：https://www.hamamurazeirishi.jp/

TEL.095-825-0087

インボイス制度の本格導入まであと少し!
本冊子で事前準備は万全にしておきましょう!!